

「Aleph」に対する再発防止処分の請求についての今後の方針 ～報告書提出を受けた対応～

1 再発防止処分請求をめぐる経緯

- ◆ 10月25日 公安調査庁長官が、公安審査委員会に対して、「Aleph」を対象とした再発防止処分を請求
- ◆ 11月11日 「Aleph」が不報告であった
 - ・ 令和3年5月15日を提出期限とする第86回報告書(注)
 - ・ 同年8月15日を提出期限とする第87回報告書(注)を提出
- ◆ 11月15日 「Aleph」が同年11月15日を提出期限とする第88回報告書(注)を提出

注 収益事業の資産等に係る事項や出家した構成員の位階等について、記載がないもの。

2 今後の方針等

